

令和5年3月28日

保護者 各位

県立内原特別支援学校長

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（お知らせ）

日頃から、本校の教育にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、これまで新型コロナウイルス感染症に関する状況の連絡等ではお世話になっているところですが、先日、国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂され、4月1日以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等が示されましたので、本校の対応を下記のとおりといたします。

学校としましては引き続き感染症対策に留意し、授業や学校行事等の教育活動を実施していきますので、お手数をおかけいたしますがご協力お願いいたします。

記

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合（スクールバスは該当しない）や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用が推奨される。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにするとともに、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう適切に指導する。
- 学校教育活動の中で、グループワークや合唱など「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動場面等に応じて常時換気の実施を行う等、一定の感染症対策を講じる。

〈問い合わせ先〉
県立内原特別支援学校
教頭 内田